

条件書 MV31_210416

(ソフトウェア環境復旧支援サービス 奉行シリーズ クライアント対応)

1. 本条件書において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。
 - (1) 「機器」とは、契約条項 GCE-990_210416(以下本契約という)第4条第3号にもとづき甲が乙に提示する乙の書式(以下「管理台帳」という)で特定される乙所定の機械装置を意味します。
 - (2) 「接続機器」とは、「機器」に接続されている器具類を意味します。
 - (3) 「ソフトウェア」とは、「機器」に搭載するコンピューター・プログラムのうち、注文書に記載し「管理台帳」で特定される乙所定のコンピューター・プログラムを意味します。
 - (4) 「対象製品」とは、「機器」、「接続機器」、および「ソフトウェア」の総称を意味します。ただし、次の機械装置、器具類およびコンピューター・プログラムを除くものとします。
 - ① ネットワーク機器類ならびにルーター、ブリッジ等を介して接続される別ネットワークの機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム
 - ② 乙が別途甲に対して切りわけ対象外である旨を通知する機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム
 - (5) 「製造事業者」とは、奉行シリーズ クライアントの製造事業者を意味します。
2. 本契約第3条第1項にもとづき、乙が甲に提供する ERP ソフトウェア環境復旧支援サービスの内容は次のとおりとします。
 - (1) 「製造事業者」所定サポートセンターの判断または HDD 障害により「ソフトウェア」の再インストールが必要となった場合、甲の要請にもとづき乙の指定する技術者は「ソフトウェア」を再インストールします。
 - (2) 前号の再インストールに起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
 - (3) 前2号の実施は、甲と「製造事業者」または「製造事業者」が指定する事業者と「ソフトウェア」に関する保守契約が締結されていることを条件とします。
3. 本契約第4条第1項に次の条項を追加します。
 - (1) 「ソフトウェア」に関する問合せおよび障害箇所の特定は、甲と「製造事業者」間で行なうものとします。
 - (2) 乙の指定する技術者が訪問時、甲と「製造事業者」間で障害切分けが実施されていない場合、乙は「支援業務」の提供義務を免れるものとします。
 - (3) 乙は、甲からの訪問要請のみを電話で受け付けるものとし、「ソフトウェア」に関する問合せまたは障害切分けの受け付けは行なわないものとします。
4. 本契約第6条第1項を次のとおり変更します。

本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。
5. 本契約第8条に次の条項を追加します。

甲が「対象製品」を変更する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。
6. 本契約第15条に次の条項を追加します。

乙は、「支援業務」の実施により「対象製品」の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。

以上